



新リリース会計基準最終決議！

中田清穂氏によるASBJ公表内容解説セミナー

～今すぐ始めるべき実務対応とは？～

2024年9月19日 (木) 10:00～

# AGENDA

01

新リース会計基準解説セミナー

～今すぐ始めるべき実務対応とは？～

| 公認会計士 中田清穂氏 |

02

SuperStream-NX のご紹介

| キヤノン I T ソリューションズ株式会社

S S 導入コンサルティング部 |



新リリース会計基準解説セミナー  
～今すぐ始めるべき実務対応とは？～

有限会社ナレッジネットワーク  
公認会計士 中田清穂

## 従来の日本基準と比べて、新たにオンバランスとなる取引

原則として、すべてのリース取引がオンバランスになる  
かつ

「リース」の概念が広がる（「リース契約」にとどまらない）

1. 従来のオペレーティング・リース物件
2. 不動産賃貸借物件
3. 供給業者が自社敷地内に設置している機器
4. 仕入業者が保有する資産  
（金型・特注品製造設備）

## リースの識別（借手にも貸手にも適用される）

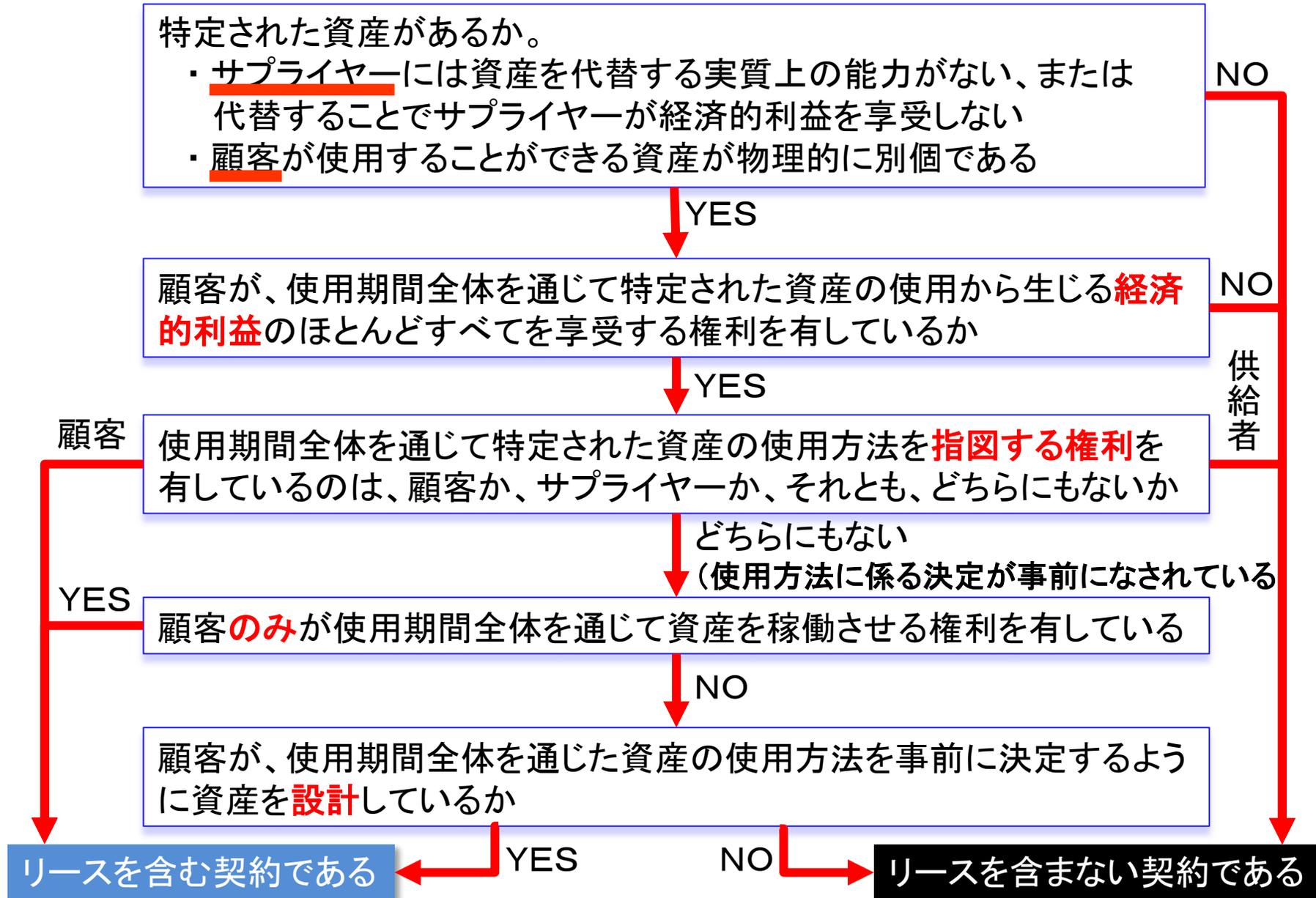
### 【会計基準】

#### （1）リースの識別の判断

25. 契約の締結時に、契約の当事者は、当該契約がリースを含むか否かを判断する。
26. 前項の判断にあたり、契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合、当該契約はリースを含む。
27. 契約期間中は、契約条件が変更されない限り、契約がリースを含むか否かの判断を見直さない。

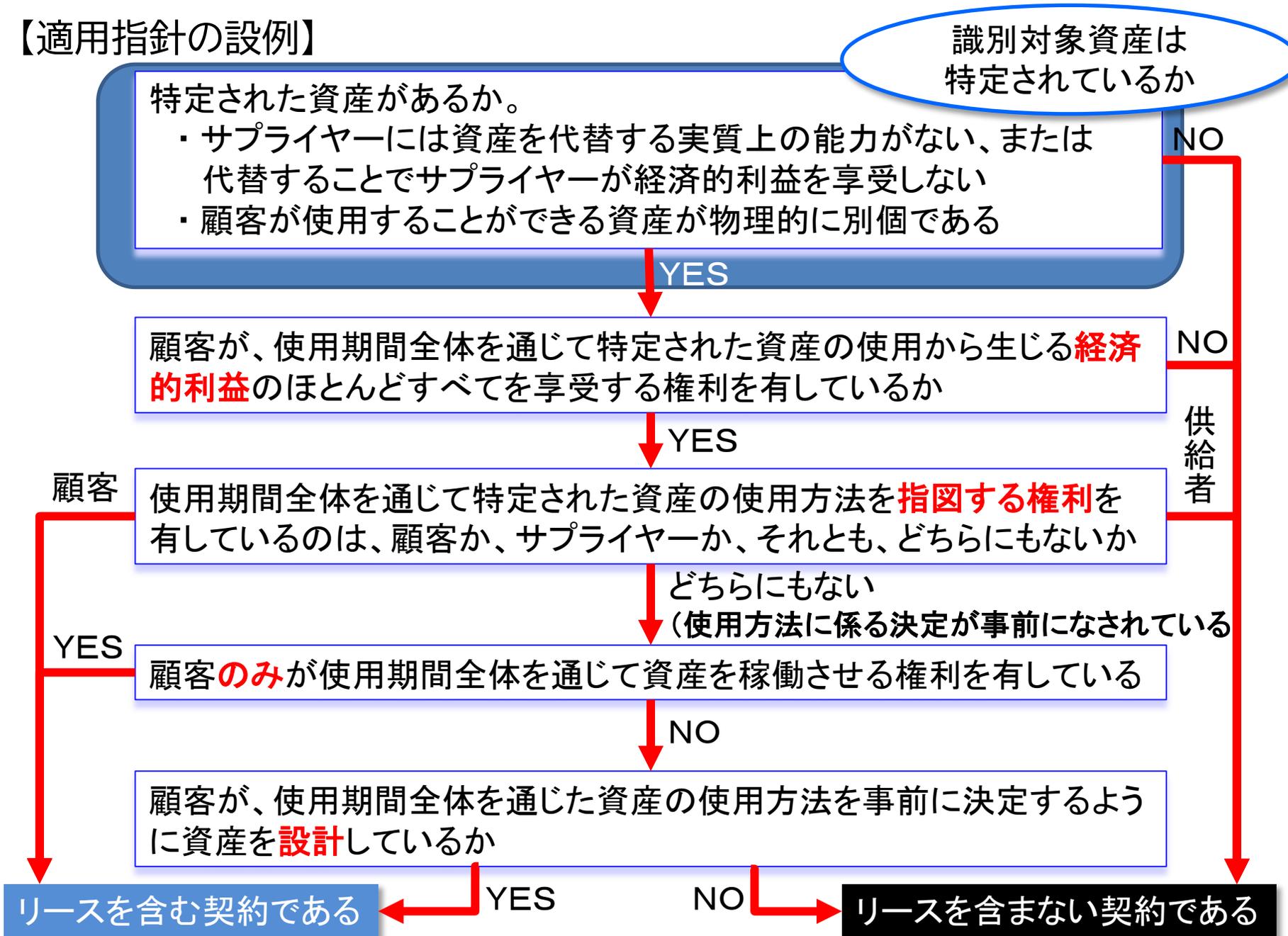
# リースの識別 (借手にも貸手にも適用される)

## 【適用指針の設例】



# リースの識別 (借手にも貸手にも適用される)

## 【適用指針の設例】



# リースの識別

## 特定された資産があるか

### 【適用指針】

#### (特定された資産)

6. 資産は、通常は契約に明記されることにより特定される。ただし、資産が契約に明記されている場合であっても、次の(1)及び(2)のいずれも満たすときには、サプライヤーが当該資産を代替する実質的な権利を有しており、当該資産は特定された資産に該当しない（[設例1]から[設例3]）。

(1) サプライヤーが使用期間全体を通じて当該資産を他の資産に代替する実質上の能力を有している。

(2) サプライヤーにおいて、当該資産を他の資産に代替することからもたらされる経済的利益が、代替することから生じるコストを上回ると見込まれるため、当該資産を代替する権利の行使によりサプライヤーが経済的利益を享受する。

供給者が、その資産を取り替えることができ、  
取り替えることで経済的なメリットがある

リースには  
ならない

# リースの識別

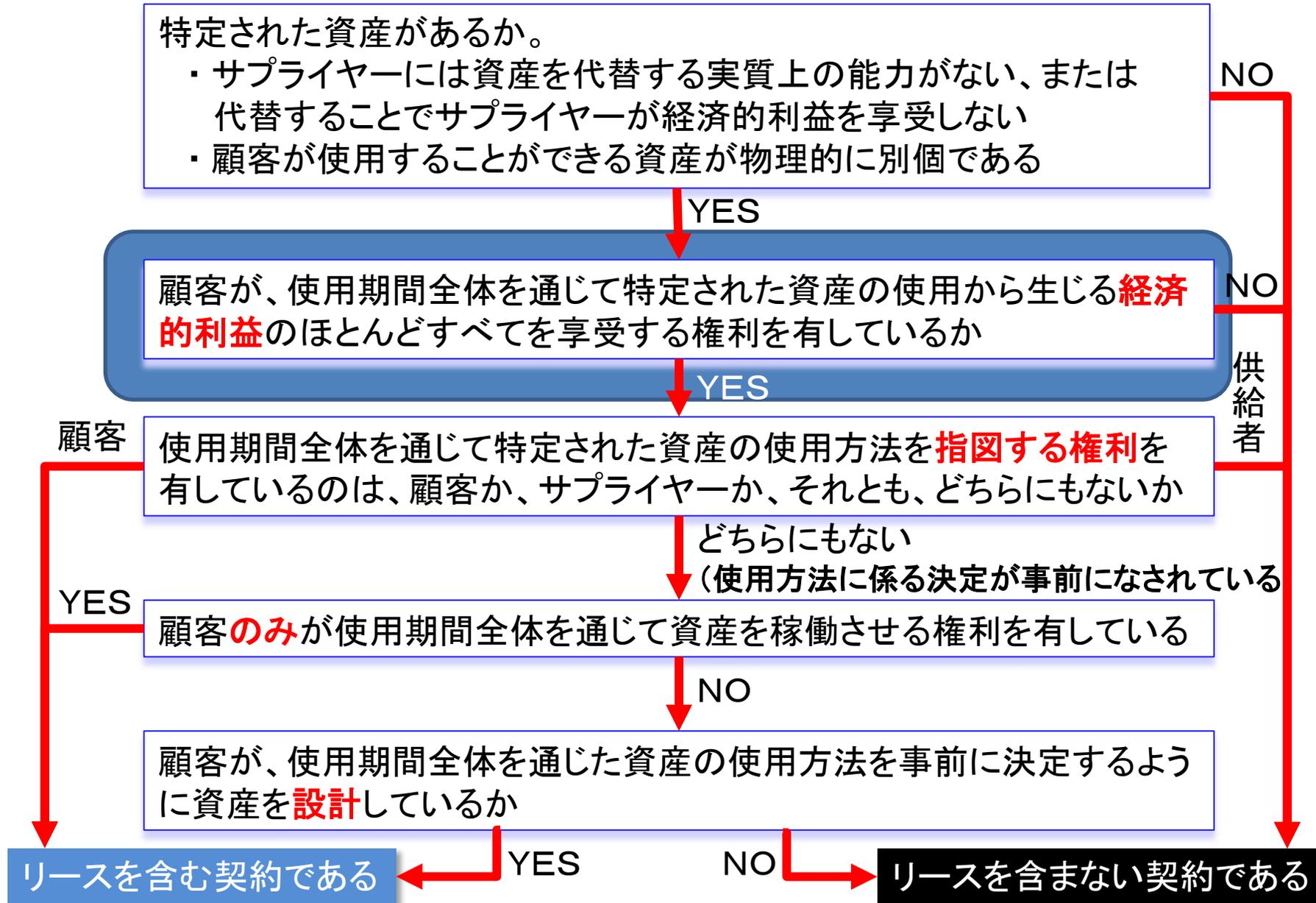
## 特定された資産があるか

### 【適用指針】

7. 顧客が使用することができる資産が物理的に別個のものではなく、資産の稼働能力の一部である場合には、当該資産の稼働能力部分は特定された資産に該当しない。ただし、顧客が使用することができる資産が物理的に別個のものではないものの、顧客が使用することができる資産の稼働能力が、当該資産の稼働能力のほとんどすべてであることにより、顧客が当該資産の使用から生じる経済的利益のほとんどすべてを享受する権利を有している場合は、当該資産の稼働能力部分は特定された資産に該当する（[設例 1]及び[設例 4]）。

# リースの識別 (借手にも貸手にも適用される)

## 【適用指針の設例】



# リースの識別

**経済的便益**のほとんどすべてを得る権利を有しているか。

## 【適用指針】

5. 契約の締結時に、契約の当事者は、当該契約がリースを含むか否かを判断する（会計基準第 25 項）。当該判断にあたり、当該契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合、当該契約はリースを含む（会計基準第 26 項）。

特定された資産の使用期間（本適用指針第 4 項(1)参照）全体を通じて、次の(1)及び(2)のいずれも満たす場合、当該契約の一方の当事者（サプライヤー）から当該契約の他方の当事者（顧客）に、当該資産の使用を支配する権利が移転している（[設例 1]、[設例 2-2]、[設例 3-2]、[設例 4-2]、[設例 5]及び[設例 6]）。

(1) 顧客が、特定された資産の使用から生じる経済的利益のほとんどすべてを享受する権利を有している。

(2) 顧客が、特定された資産の使用を指図する権利を有している。

設例 2-2: 鉄道車両

設例 3-2: 小売区画

設例 4-2: ガスの貯蔵タンク

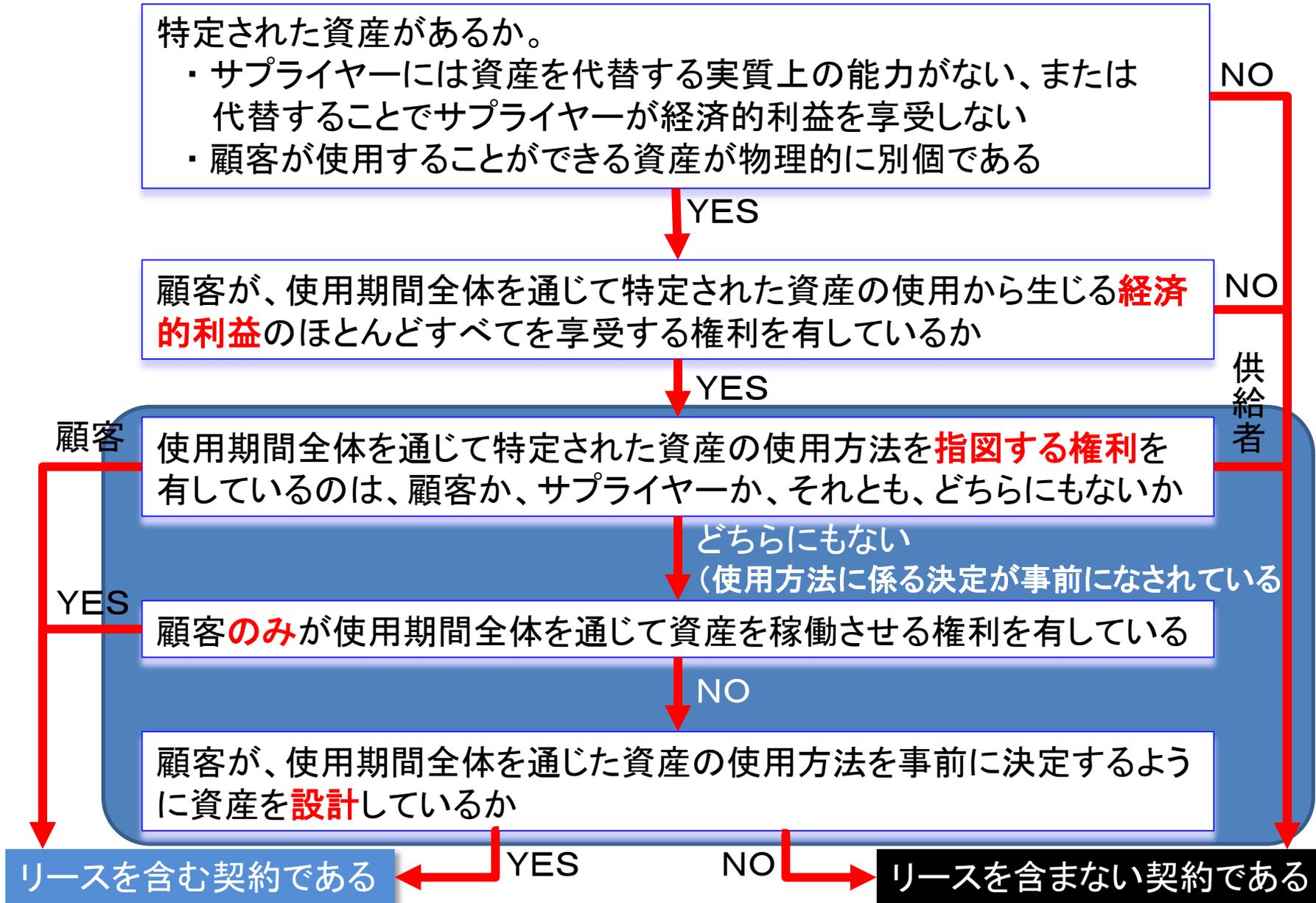
(資産の使用から得られる経済的便益の例)

- ・主要なアウトプット
- ・副産物
- ・資産の使用から得られる他の経済的便益のうち  
第三者との商取引から実現することのできるもの

IFRS16

# リースの識別 (借手にも貸手にも適用される)

## 【適用指針の設例】



# リースの識別

## 指図する権利

### 【適用指針】

5. 契約の締結時に、契約の当事者は、当該契約がリースを含むか否かを判断する（会計基準第 25 項）。当該判断にあたり、当該契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合、当該契約はリースを含む（会計基準第 26 項）。

特定された資産の使用期間（本適用指針第 4 項(1)参照）全体を通じて、次の(1)及び(2)のいずれも満たす場合、当該契約の一方の当事者（サプライヤー）から当該契約の他方の当事者（顧客）に、当該資産の使用を支配する権利が移転している（[設例 1]、[設例 2-2]、[設例 3-2]、[設例 4-2]、[設例 5]及び[設例 6]）。

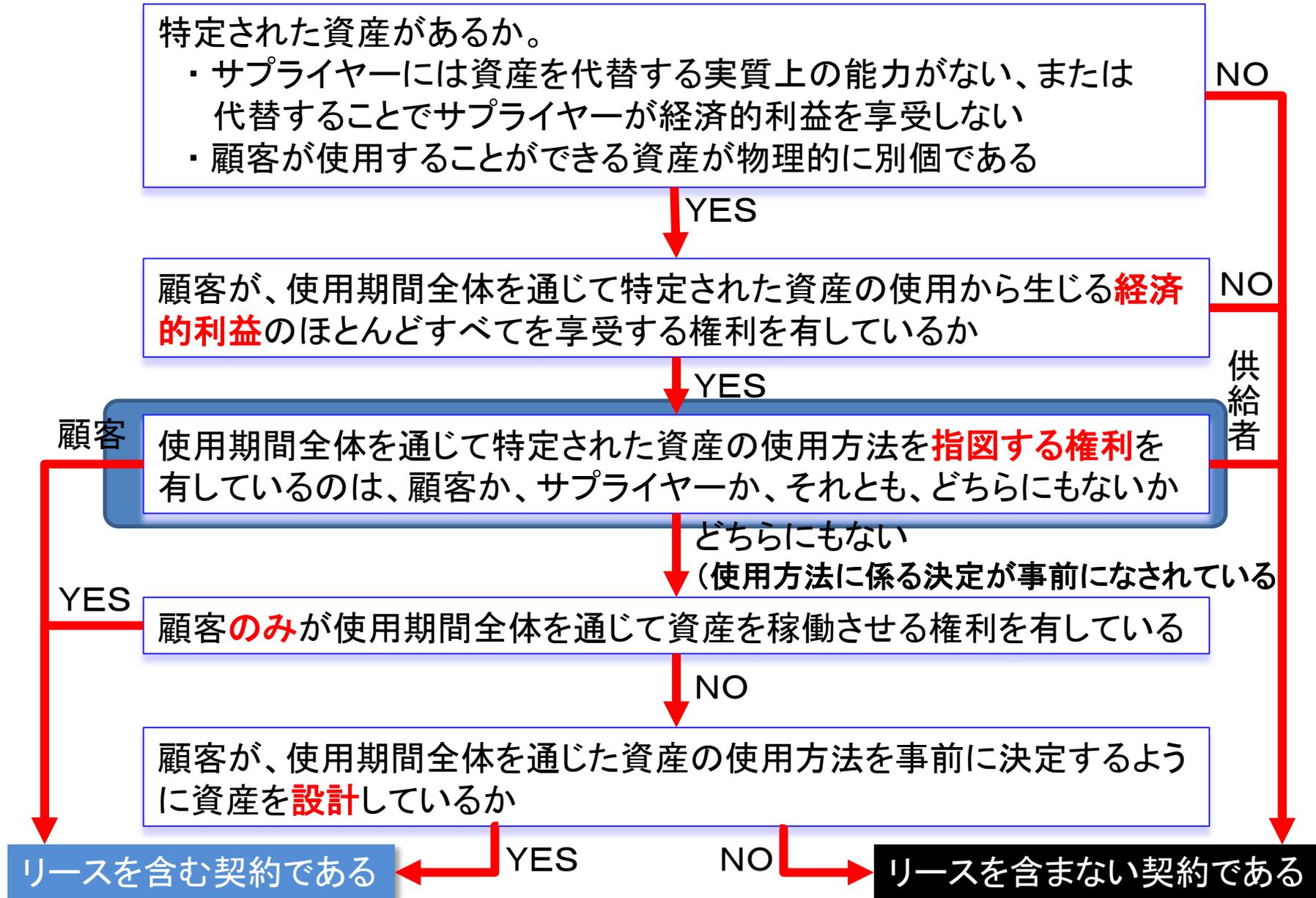
(1) 顧客が、特定された資産の使用から生じる経済的利益のほとんどすべてを享受する権利を有している。

(2) 顧客が、特定された資産の使用を指図する権利を有している。

より具体的な規定が、第8項になる

# リースの識別 (借手にも貸手にも適用される)

## 【適用指針の設例】



# リースの識別

## 指図する権利—その1

### 【適用指針】

#### (使用を指図する権利)

8. 顧客は、次の(1)又は(2)のいずれかの場合にのみ、使用期間全体を通じて特定された資産の使用を指図する権利を有している（[設例1]、[設例5]及び[設例6]）。

(1) 顧客が使用期間全体を通じて使用から得られる経済的利益に影響を与える資産の使用方法を指図する権利を有している場合

(2) 使用から得られる経済的利益に影響を与える資産の使用方法に係る決定が事前になされており、かつ、次の①又は②のいずれかである場合

① 使用期間全体を通じて顧客のみが、資産を稼働する権利を有している又は第三者に指図することにより資産を稼働させる権利を有している。

② 顧客が使用期間全体を通じた資産の使用方法を事前に決定するように、資産を設計している。

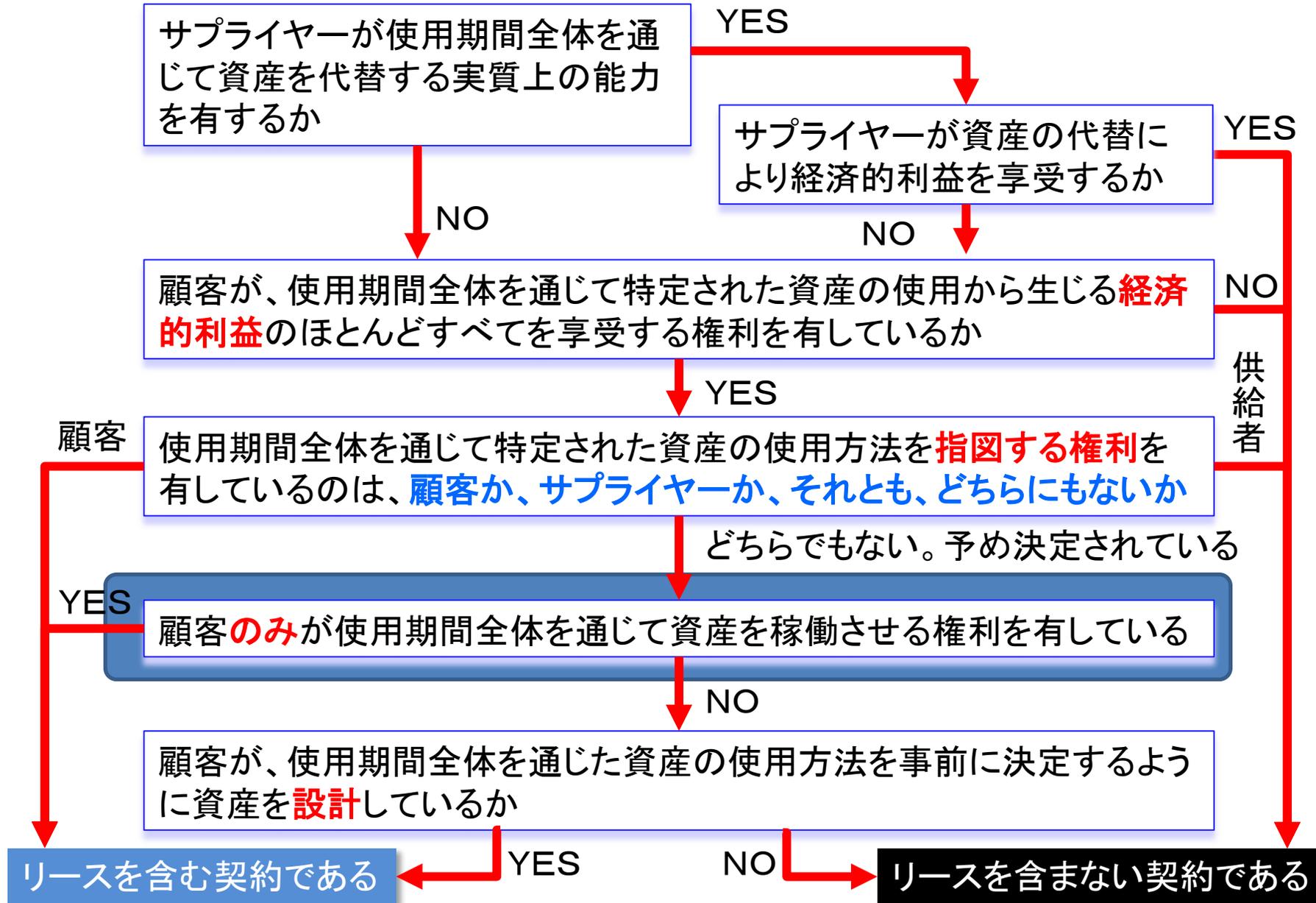
顧客が自由に使えるなら、それはリース



転貸禁止、使用方法制限などが、契約に明記されている場合、「自由」とは言えなくなる

# リースの識別 (借手にも貸手にも適用される)

## 【適用指針の設例】



# リースの識別

## 指図する権利—その2

### 【適用指針】

#### (使用を指図する権利)

8. 顧客は、次の(1)又は(2)のいずれかの場合にのみ、使用期間全体を通じて特定された資産の使用を指図する権利を有している（[設例1]、[設例5]及び[設例6]）。

(1) 顧客が使用期間全体を通じて使用から得られる経済的利益に影響を与える資産の使用方法を指図する権利を有している場合

(2) 使用から得られる経済的利益に影響を与える資産の使用方法に係る決定が事前になされており、かつ、次の①又は②のいずれかである場合

① 使用期間全体を通じて顧客のみが、資産を稼働する権利を有している又は第三者に指図することにより資産を稼働させる権利を有している。

② 顧客が使用期間全体を通じた資産の使用方法を事前に決定するように、資産を設計している。

顧客だけが使えるなら、それはリース



使い方を自由に変えられないと、「稼働する権利」をもっていないことになりうる

# リースの識別

## 指図する権利—その2

### 【適用指針】

BC13. 顧客が使用期間全体を通じて特定された資産の使用を指図する権利を有しているか否かの判断を行うにあたっては、使用期間全体を通じて使用から得られる経済的利益に影響を与える資産の使用方法に係る意思決定を考慮する。当該意思決定は、資産の性質及び契約の条件に応じて、契約によって異なると考えられる。

当該意思決定に関して、IFRS 第 16 号では具体的な例示があるが、本適用指針に当該例示を取り入れないこととした。これは、IFRS 第 16 号の基準の本文では、資産の使用方法及び使用目的に係る意思決定は資産の性質及び契約の条件に応じて、契約によって異なる可能性が高いと定められているのに対し、これらの例示を示すことで資産の使用方法及び使用目的が限定的に解釈される可能性があるためである。

# リースの識別

## 指図する権利—その2

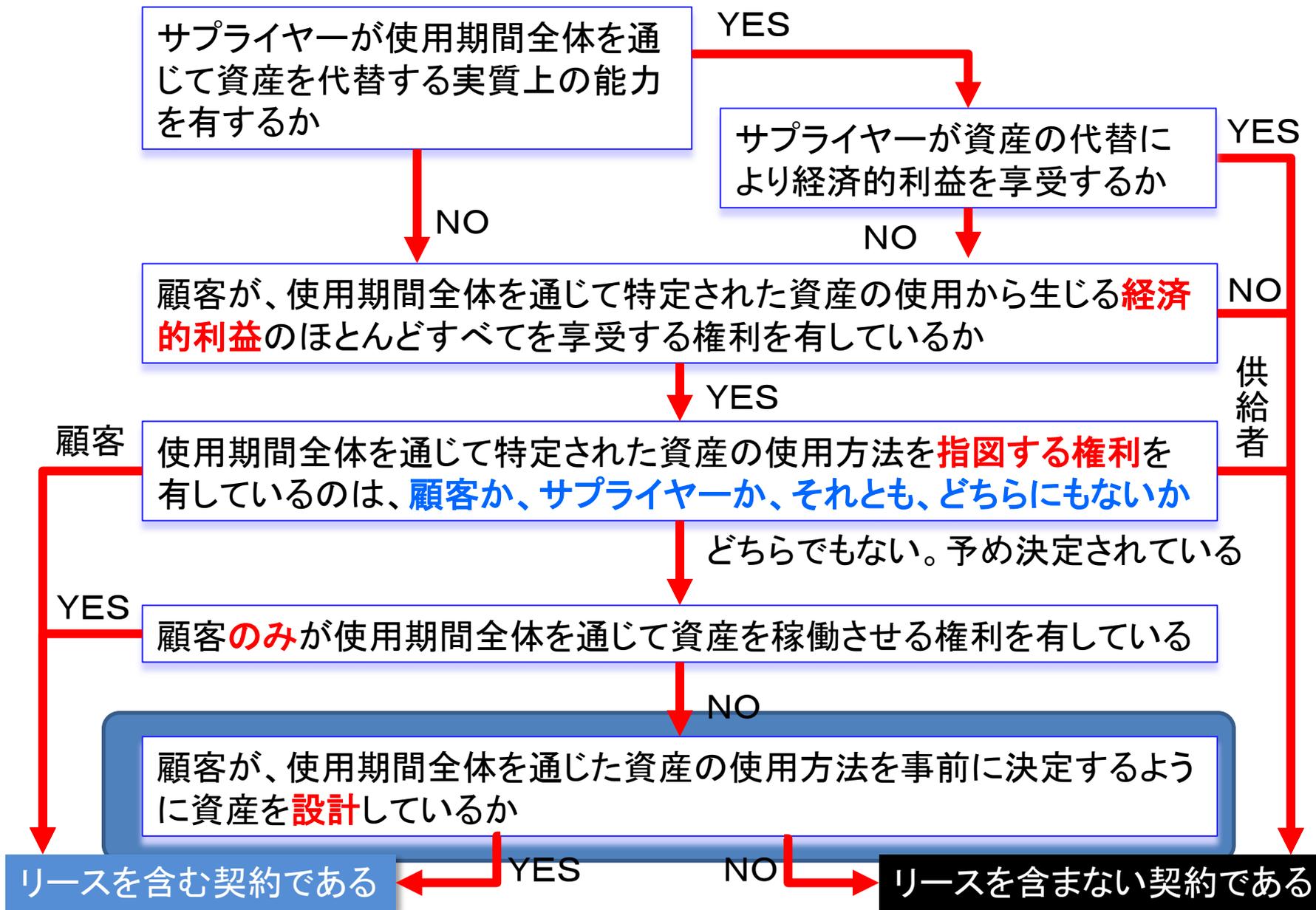
### 【IFRS16号】

- B26 状況に応じて、定められた顧客の使用権の範囲内で資産の使用方法及び使用目的を変更する権利を与える意思決定権の例として、下記のものがある。
- (a) 当該資産によって産出されるアウトプットの種類を変更する権利（例えば、船積用コンテナを物品の輸送に使用するか保管に使用するかを決定する権利や、小売スペースで販売する製品の構成を決定する権利）
  - (b) アウトプットが産出される時期を変更する権利（例えば、機械や発電所をいつ使用するかを決定する権利）
  - (c) アウトプットが産出される場所を変更する権利（例えば、トラック又は船の目的地を決定する権利や、設備をどこで使用するかを決定する権利）
  - (d) アウトプットを産出するかどうか及び当該アウトプットの数量を変更する権利（例えば、発電所からエネルギーを産出するかどうかや、当該発電所からどれだけのエネルギーを産出するかを決定する権利）

日本基準の適用指針では、このIFRS16号の例を否定していない。  
限定列挙と誤解されることを避けただけ。

# リースの識別 (借手にも貸手にも適用される)

## 【適用指針の設例】



# リースの識別

## 指図する権利—その3

### 【適用指針】

#### (使用を指図する権利)

8. 顧客は、次の(1)又は(2)のいずれかの場合にのみ、使用期間全体を通じて特定された資産の使用を指図する権利を有している（[設例 1]、[設例 5]及び[設例 6]）。
- (1) 顧客が使用期間全体を通じて使用から得られる経済的利益に影響を与える資産の使用方法を指図する権利を有している場合
  - (2) 使用から得られる経済的利益に影響を与える資産の使用方法に係る決定が事前になされており、かつ、次の①又は②のいずれかである場合
    - ① 使用期間全体を通じて顧客のみが、資産を稼働する権利を有している又は第三者に指図することにより資産を稼働させる権利を有している。
    - ② 顧客が使用期間全体を通じた資産の使用方法を事前に決定するように、資産を設計している。

顧客が設計していれば、それはリース



顧客に稼働する権利がなく、サプライヤーが設計した物件は、リースではない。

## リースの識別 実務上の留意点

現場で、  
他社のものを使って  
いないか？

借手のリースに該当しないか

得意先に、  
自社のものを使って  
もらってないか？

貸手のリースに該当しないか

経理だけではイメージしきれない  
現場に早めに問い合わせる

「賃借料」「支払手数料」「通信費」など、リースに該当しそうな勘定科目について、毎月保存している請求書を精査して、対象になりそうな取引を絞りこんで、現場に調査票(わかりやすい表現で)を送付して回収する。その後は経理を中心に「識別」する

# オフバランスにできるリース（借手）－その1（短期リース）

「短期リース」とは、リース開始日において、借手のリース期間（契約期間ではない）が12か月以内であるリースをいう。

## 【適用指針】

### （短期リースに関する簡便的な取扱い）

20. 借手は、短期リース（本適用指針第4項(2)参照）について、会計基準第33項の定めにかかわらず、リース開始日に使用権資産及びリース負債を計上せず、借手のリース料を借手のリース期間にわたって原則として定額法により費用として計上することができる。借手は、この取扱いについて、対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合に貸借対照表において表示するであろう科目ごと又は性質及び企業の営業における用途が類似する原資産のグループごとに適用するか否かを選択することができる。

## オフバランスにできるリース（借手）－その2（少額リース）

### （少額リースに関する簡便的な取扱い）

### 【適用指針】

22. 次の(1)と(2)のいずれかを満たす場合、借手は、会計基準第33項の定めにかかわらず、リース開始日に使用権資産及びリース負債を計上せず、借手のリース料を借手のリース期間にわたって原則として定額法により費用として計上することができる。なお、(2)については、①又は②のいずれかを選択できるものとし、選択した方法を首尾一貫して適用する。

- (1) 重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、借手のリース料が当該基準額以下のリース

ただし、その基準額は当該企業が減価償却資産の処理について採用している基準額より利息相当額だけ高めに設定することができる。また、この基準額は、通常取引される単位ごとに適用し、リース契約に複数の単位の原資産が含まれる場合、当該契約に含まれる原資産の単位ごとに適用することができる。

「買ったとしたら」資産計上しない金額

## オフバランスにできるリース（借手）－その2（少額リース）

### （少額リースに関する簡便的な取扱い）

### 【適用指針】

22. 次の(1)と(2)のいずれかを満たす場合、借手は、会計基準第33項の定めにかかわらず、リース開始日に使用権資産及びリース負債を計上せず、借手のリース料を借手のリース期間にわたって原則として定額法により費用として計上することができる。なお、(2)については、①又は②のいずれかを選択できるものとし、選択した方法を首尾一貫して適用する。

### (2) 次の①又は②を満たすリース

- ① 企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリースで、かつ、リース契約1件当たりの金額に重要性が乏しいリース

この場合、1つのリース契約に科目の異なる有形固定資産又は無形固定資産が含まれているときは、異なる科目ごとに、その合計金額により判定することができる。

- ② 新品時の原資産の価値が少額であるリース

この場合、リース1件ごとにこの方法を適用するか否かを選択できる。

(2) 次の①又は②を満たすリース

- ① 企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリースで、かつ、リース契約1件当たりの金額に重要性が乏しいリース

この場合、1つのリース契約に科目の異なる有形固定資産又は無形固定資産が含まれているときは、異なる科目ごとに、その合計金額により判定することができる。

- ② 新品時の原資産の価値が少額であるリース

この場合、リース1件ごとにこの方法を適用するか否かを選択できる。

FINAL

- ① 企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリースで、リース契約1件当たりの借手のリース料が300万円以下のリース

この場合、1つのリース契約に科目の異なる有形固定資産又は無形固定資産

が含まれている場合、異なる科目ごとに、その合計金額により判定することができるものとする。

公開草案

- ② 原資産の価値が新品時におよそ5千米ドル以下のリース

この場合、リース1件ごとにこの方法を適用するか否かを選択できるものとする。

(2) 次の①又は②を満たすリース

【適用指針】

- ① 企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリースで、かつ、リース契約1件当たりの金額に重要性が乏しいリース

この場合、1つのリース契約に科目の異なる有形固定資産又は無形固定資産が含まれているときは、異なる科目ごとに、その合計金額により判定することができる。

- ② 新品時の原資産の価値が少額であるリース

この場合、リース1件ごとにこの方法を適用するか否かを選択できる。

BC41.企業会計基準適用指針第16号における300万円以下のリースに関する簡便的な取扱いを適用している企業においては、これを継続することを認めることにより、追加的な負担を減らすことができると考えられる。(後略)

BC43.本適用指針第22項(2)1のリース契約1件当たりの金額に重要性が乏しいリースは、企業会計基準適用指針第16号において定められていたリース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下であるかどうかにより判定する方法を踏襲することを目的として取り入れたものである。(後略)

F  
I  
N  
A  
L

# オフバランスにできるリース（借手）－その2（少額リース）

## 【収益認識基準】

101. なお、他の会計基準と同様に、重要性が乏しい取引には、本会計基準を適用しないことができる。

リース契約1件当たりの金額が  
300万円を超えたとしても  
皆さんの会社にとって重要性が乏しい取引については  
改訂リース会計基準を適用しなくても良い

## リース負債の当初測定（リース開始日の計上額）（借手）

### 【従来の日本基準】

1. 所有権移転外ファイナンス・リース：
  - ・貸手の購入額が明らかな場合：  
リース料総額の現在価値と貸手の購入価額のいずれか低い方
  - ・貸手の購入額が不明な場合：  
リース料総額の現在価値と見積現金購入価額のいずれか低い方
2. 所有権移転ファイナンス・リース：
  - ・貸手の購入額が明らかな場合：  
貸手の購入価額
  - ・貸手の購入額が不明な場合：  
リース料総額の現在価値と見積現金購入価額のいずれか低い方

### 【改正基準】(34項)

リース料総額の現在価値

## 延長・解約オプション（リース期間の決定）（借手）

短期リースに関係します

### 【従来の日本基準】

- ・再リース期間は、借手が再リースを行う意思が明らかな場合のみ、リース期間に含める
- ・解約オプションについては明確な定めはない

### 【改正基準】(14項)

「借手のリース期間」とは、借手が原資産を使用する権利を有する解約不能期間に、次の(1)及び(2)の両方を加えた期間をいう。

- (1) 借手が行使することが合理的に確実である  
リースの延長オプションの対象期間
- (2) 借手が行使しないことが合理的に確実である  
リースの解約オプションの対象期間

## 延長・解約オプション（リース期間の決定）（借手）

【適用指針】17項

延長オプション行使又は解約オプション不行使が合理的に確実であるかどうかを判定するにあたって、経済的インセンティブを生じさせる例

- (1) 延長又は解約オプションの対象期間に係る契約条件（リース料、違約金、残価保証、購入オプションなど）
- (2) 大幅な賃借設備の改良の有無
- (3) リースの解約に関連して生じるコスト
- (4) 企業の事業内容に照らした原資産の重要性
- (5) 延長又は解約オプションの行使条件

【改正基準】(14項)

「借手のリース期間」とは、借手が原資産を使用する権利を有する解約不能期間に、次の(1)及び(2)の両方を加えた期間をいう。

- (1) 借手が行使することが合理的に確実である  
リースの延長オプションの対象期間
- (2) 借手が行使しないことが合理的に確実である  
リースの解約オプションの対象期間

## 延長・解約オプション（リース期間の決定）（借手）

【適用指針】17項

延長オプション行使又は解約オプション不行使が合理的に確実であるかどうかを判定するにあたって、経済的インセンティブを生じさせる例

- (1) 延長又は解約オプションの対象期間に係る契約条件（リース料、違約金、残価保証、購入オプションなど）
- (2) 大幅な賃借設備の改良の有無
- (3) リースの解約に関連して生じるコスト
- (4) 企業の事業内容に照らした原資産の重要性
- (5) 延長又は解約オプションの行使条件

資産除去債務基準や減損会計基準とは可能性の高さが違う

なお、会計基準第 15 項及び第 31 項に記載している「合理的に確実」は、蓋然性が相当程度高いことを示している。この点、IFRS 第 16 号には「合理的に確実」に関する具体的な閾値の記載はないが、米国会計基準会計基準更新書第 2016-02 号「リース (Topic 842)」の結論の根拠では、「合理的に確実」が高い閾値であることを記載した上で、米国会計基準の文脈として、発生する可能性の方が発生しない可能性より高いこと (more likely than not) よりは高いが、ほぼ確実 (virtually certain) よりは低いであろうことが記載されている。

【適用指針】BC29項

## 延長・解約オプション（リース期間の決定）（借手）

### 【適用指針】

BC30. 延長オプション又は解約オプションの対象期間に関しては、リース開始日において、借手が延長オプションを行使する可能性又は解約オプションを行使しない可能性について第17項に例示したような経済的インセンティブを生じさせる要因を考慮した上で、借手のリース期間を決定することになる。したがって、借手のリース期間は、経営者の意図や見込みのみに基づく年数ではなく、借手が行使する経済的インセンティブを生じさせる要因に焦点を当てて決定される。例えば、借手が原資産を使用する期間が超長期となる可能性があると思込まれる場合であっても、借手のリース期間は必ずしもその超長期の期間となるわけではない。借手のリース期間は、借手が延長オプションを行使する経済的インセンティブを有し、当該延長オプションを行使することが合理的に確実であるかどうかの判断の結果によることになる。

まずは、会計基準・適用指針・設例をよく読んでください  
そして、きちんと「リースの識別」をしてください。

お疲れ様でした！

公認会計士 中田清穂

<http://www.knowledge-nw.co.jp/>



# SuperStream-NXのご紹介

SS導入コンサルティング部  
SS営業支援課  
石原 海侑

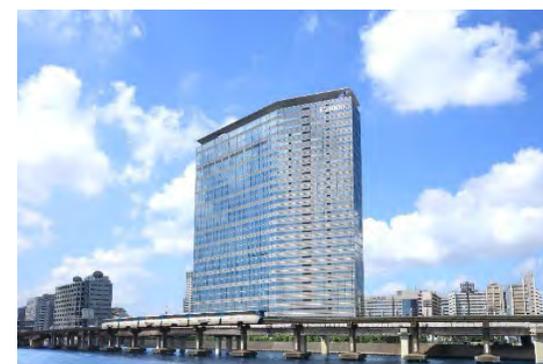


# 会社概要

会社名	キヤノン ITソリューションズ株式会社
設立	1982年7月1日
資本金	3,617百万円
代表者	代表取締役社長 金澤 明
株主構成	キヤノンマーケティングジャパン株式会社 100%
従業員数	4,000名（2023年12月末日現在・単体）
売上高	126,953百万円（2023年12月期・単体）
本社所在地	東京都港区港南2-16-6 キヤノン S タワー
拠点	天王洲、西東京、小杉、宇都宮、大阪、名古屋、刈谷
主要事業	SIおよびコンサルティング、各種ソフトウェアの開発・販売
関連会社	クオリサイトテクノロジーズ株式会社 Canon Software America, Inc. Canon IT Solutions (Thailand) Co., Ltd. Material Automation (Thailand) Co., Ltd.



本社（キヤノン S タワー）



天王洲事業所（東京都品川区）

# 会計/人事業務に特化した製品づくり



## 会計ソリューション

統合会計



固定資産



手形



## 人事給与ソリューション

人事



給与



人事諸届  
・照会



勤怠



## ✂ オプション製品



AI-OCR



グループ経営管理(BI)



取引先マスタAPI



銀行マスタAPI



デジタルインボイス

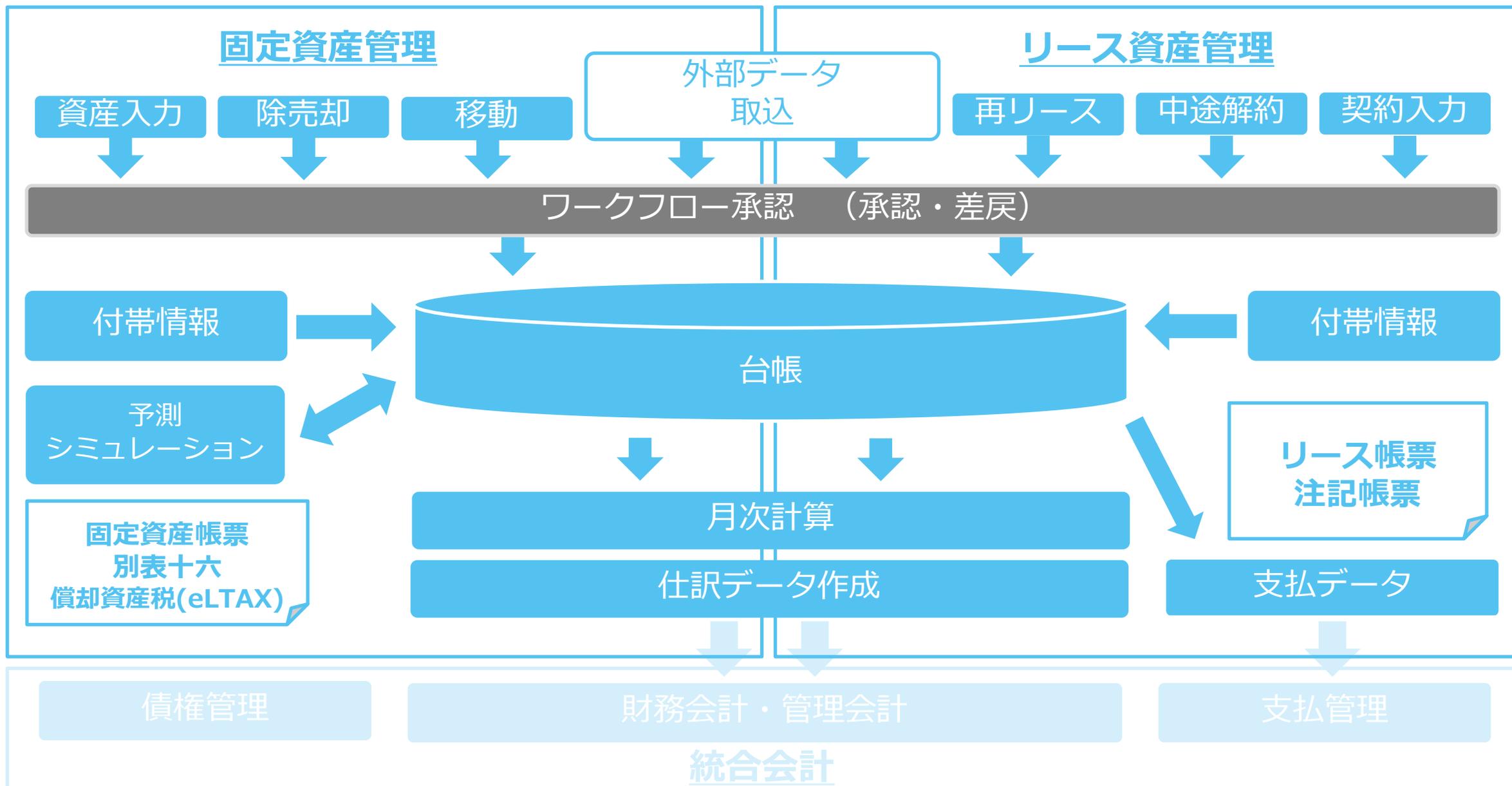


システム連携ツール

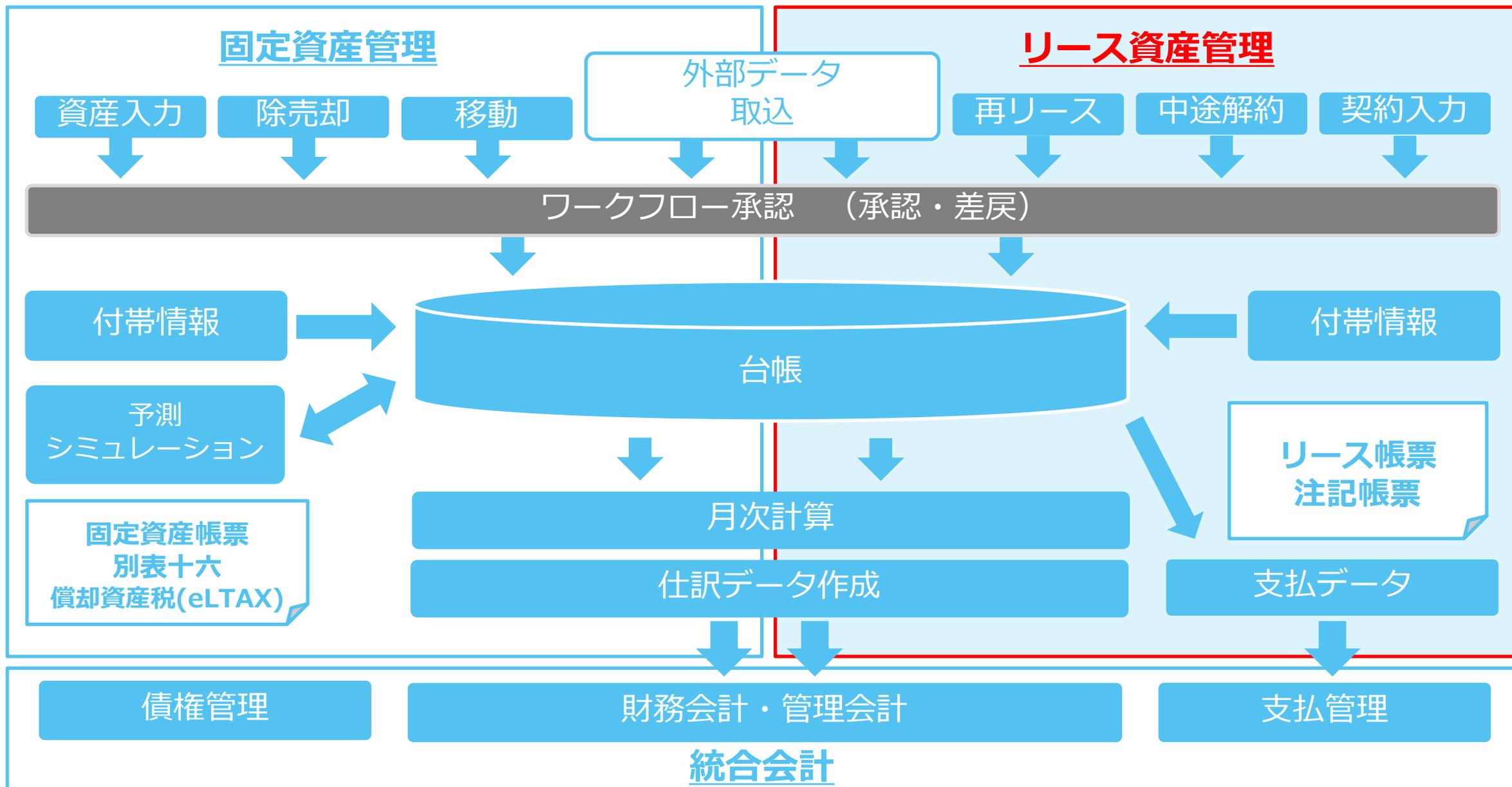


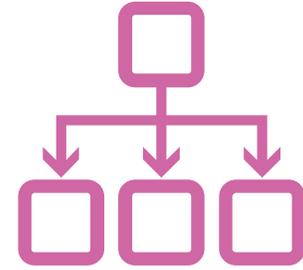
銀行口座API

# 固定資産/リース資産管理全体図



# 固定資産/リース資産管理全体図

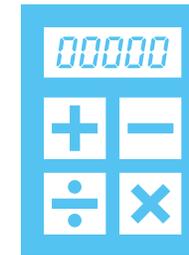




取引分類の  
自動判定機能

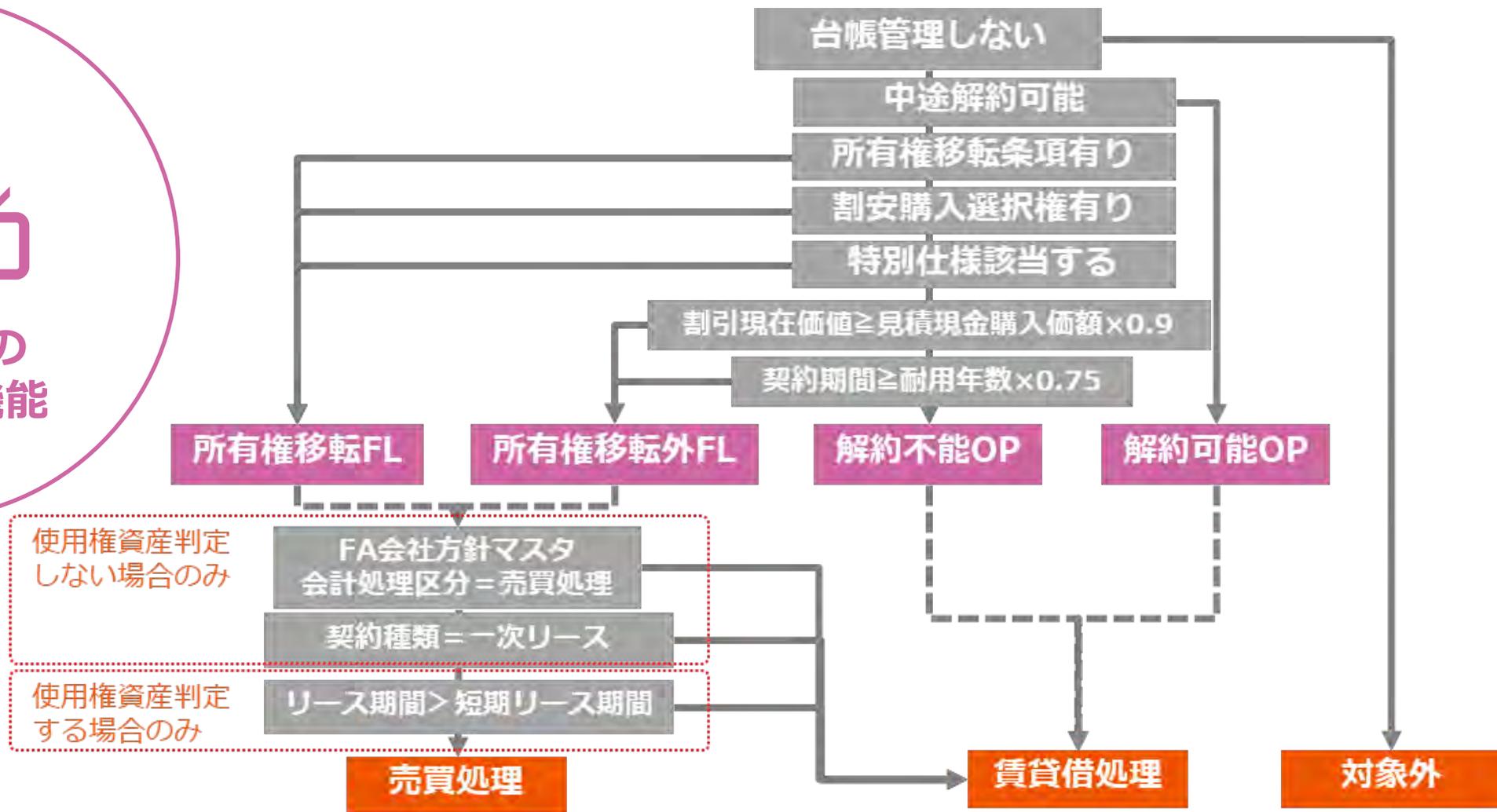
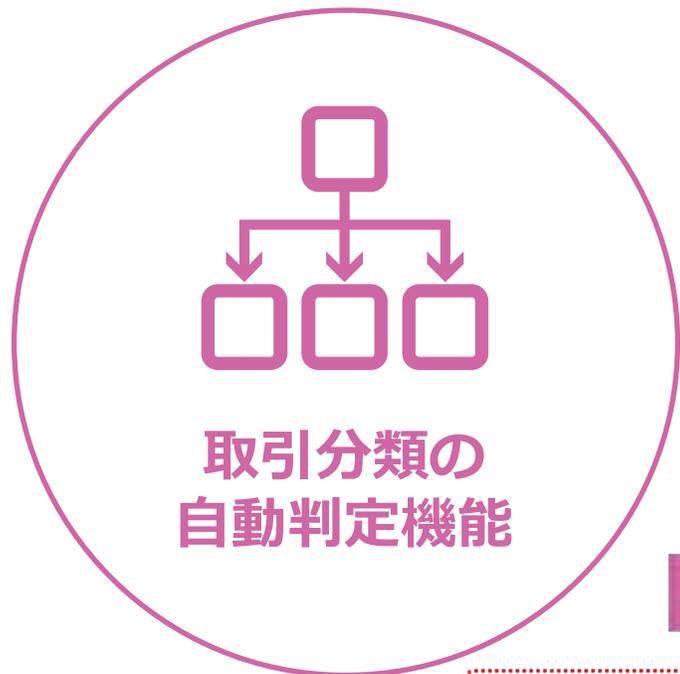


豊富な  
リース支払帳票



統合会計との  
スムーズな連携

# 【特長 1】



※2024年9月時点の機能です

# 【特長 2】



豊富な  
リース支払帳票

支払年月：20XX/04  
支払方法：口座引落

契約番号 リース会社 物件名称 支払回数  
リース料 取得価額 利息相当額 ...

M0001 目黒リースタブレット 11/24回  
¥10,000 ¥9,708 ¥292 ...

M0002 目黒リースパソコン 21/36回  
¥25,000 ¥24,344 ¥656 ...

T0001 月島リースフォークリフト 3/48回  
¥40,000 ¥38,834 ¥1,166 ...

...  
...

リース料支払予定表

契約番号：S0001  
契約期間：20/4/1~25/03/31  
リース料総額：¥90,000  
現在価値：¥74,470  
支払利息総額：¥15,530

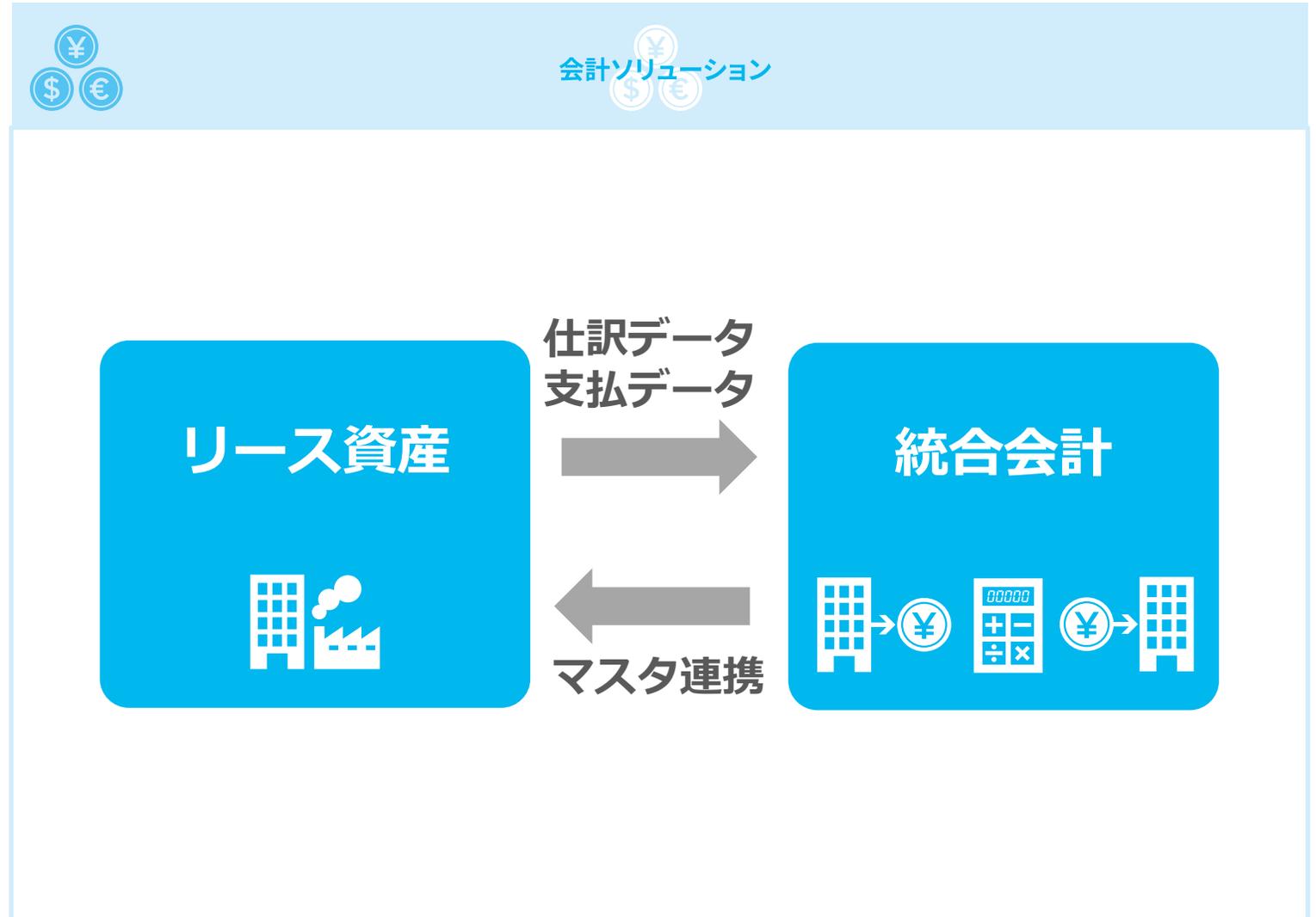
支払年月 リース料 リース債務 利息 残高 ...

20/04 ¥1,500 ¥1,500 ¥0 ¥72,970 ...  
20/05 ¥1,500 ¥1,014 ¥486 ¥71,956 ...  
20/06 ¥1,500 ¥1,020 ¥480 ¥70,936 ...  
20/07 ¥1,500 ¥1,027 ¥473 ¥69,909 ...  
20/08 ¥1,500 ¥1,034 ¥466 ¥68,875 ...  
20/09 ¥1,500 ¥1,041 ¥459 ¥67,834 ...

...  
...

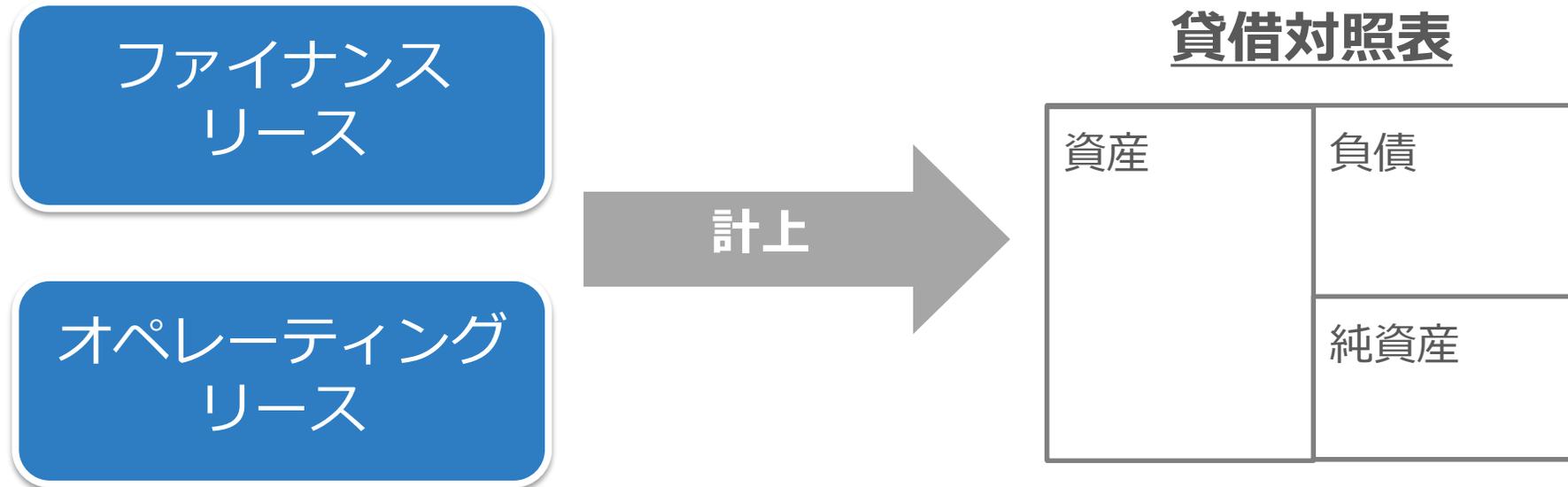
リース料支払スケジュール表

# 【特長 3】



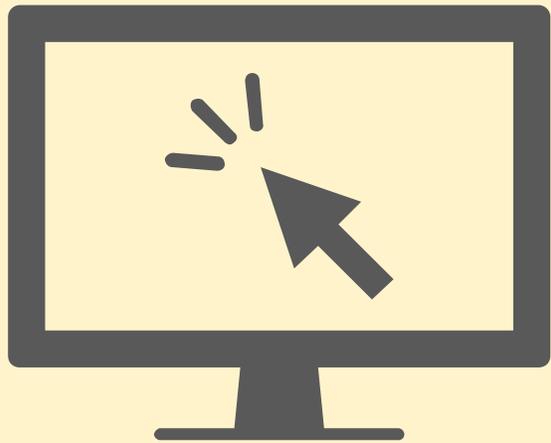
# 新リース会計基準への対応

ファイナンスリース・オペレーティングリース共に一部例外を除き  
**オンバランス**処理が必要に！



SuperStream-NXではIFRS16号への対応を実施済みのため  
**新リース会計基準**に対しても**現在の製品で対応可能**です

## ①リース資産登録



## ②リース支払帳票



## 【リース予定機能】

適用初年度におけるリース負債と帳簿価額の切替

※実務指針発表後、詳細決定予定

新リース会計基準適用の影響額試算ツール

※後日、詳細発表予定



# ご清聴ありがとうございました



[www.superstream.canon-its.co.jp/](http://www.superstream.canon-its.co.jp/)

日本の会計・人事を変える  
もっと優しく、もっと便利に、もっと楽しく

